

FPのための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.12

社会保障と税の 一体改革素案

会計・税務 ZOOM UP!

図表 消費税率の改正案

	現行	2014年4月～2015年9月	2015年10月以降
国の消費税	4%	6.3%	7.8%
地方消費税	1%	1.7%	2.2%
税率	5%	8%	10%

45%の税率を設け、2015年分の所得税から適用するとしている。いわゆる成年扶養控除や配偶者控除などの諸控除についても、真に担税力(税金を負担する能力)の減殺に配慮が必要な者が対象となっていくかどうかという観点などから検討される。

金融所得課税については、金融所

得の間で課税方式の緩衝化を図ること、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの2点を柱とする、金融所得課税の一体化に向けた取組みを進める必要があることが言及されている。この取組みの一環として、現行法令どおり、上場株式の配当・譲渡所得等に対する10%税率を20%の本則税率とする措置および「日本版ISA」を導入する措置については、経済金融情勢が急変しない限り、2014年1月から確実に実施することが明記された。2012年度税制改正大綱においては、2013年度税制改正で、公社債等に対する課税方式の変更および損益通算範囲の拡大が検討されることになっている(本誌2月号参照)。

高齢者・年金に関する税制については、現行の公的年金等控除の仕組みを見直すなど、種々の方策を検討する必要がある旨が明記された。また、老年者控除の復活に係る議論や、配偶者控除の見直しと年金課税との関係、「年金所得」を独立させるなど所得区分の見直しの議論等について、併せて検討を行っていくとしている。

個人住民税の諸控除等の見直しについては、所得税における諸控除等

の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、検討するとしている。現行課税化については、番号制度導入の際に、納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、検討するとしている。

3. 資産課税

資産課税については、既に抜本改革案が2011年度税制改正案として検討された。しかし、国会での審議の結果、2011年度税制改正として実現することは見送られ、一体改革での実現を目指すこととなった。

(1) 相続税

相続税の再分配機能を強化し格差の固定化を防止するため、相続税の課税を強化する方向が示されている。基礎控除額については、現行制度の5000万円+1000万円×法定相続人数から、3000万円+600万円×法定相続人数にすることとしている。

税率構造については、最高税率を55%に引き上げ、さらに税率適用所得区分(ブレイク)についても、見直すこととしている。

死亡保険金に係る非課税限度額について、現行制度では500万円に法定相続人の人数を掛けた金額を非

課税限度額としているが、素案では、適用対象となる法定相続人の範囲を制限(未成年者、障がい者、または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者のいずれか)することとしている。

一方、相続税を減税する方向の改正として、未成年者控除、障害者控除の引上げについても検討される。

(2) 贈与税

税率構造に関して、素案では、子・孫などの直系卑属(20歳以上)への贈与の場合に、課される贈与税の税率構造を特別に緩和することとしている。なお、暦年課税の非課税限度額は、年110万円が変わらない。

相続時精算課税制度については、素案では、対象となる受贈者に20歳以上である孫を加える一方、贈与者についても、現行制度で65歳以上とされている年齢要件を60歳以上に引き下げることとしている。

これら資産課税に関する改正は、2015年1月1日以後の相続、遺贈、贈与から適用するとしている。



鳥毛拓馬
大和総研 研究員 AFP
金融・証券税制、金融商品・証券投資の調査に「税金のための証券投資の会」に従事。著書として、「税金のための証券投資の会」編集「税金のための証券投資の会」編集「税金のための証券投資の会」編集「税金のための証券投資の会」編集

2012年1月6日に、政府・与党の社会保障改革検討本部は、「社会保障・税一体改革素案」(以下、素案)を決定し、閣議で報告した。今後、政府・与党は、素案をもとに与野党間で協議を行い、2012年3月末までに国会に法案を提出することを目指している。

本稿では、素案のうち、個人に関する税制について概説する。

1. 消費税

(1) 税率の引上げ

素案では、消費税率の引上げを「社

会保障改革と一体的に実施する今回の税制抜本改革の最大の柱」と位置づけている。税率を、2014年4月1日より8%(国の消費税6・3%、地方消費税1・7%)、2015年10月1日より10%(国の消費税7・8%、地方消費税2・2%)に引き上げるという2段階のスケジュールが示されている(図表)。

なお、消費税率の引上げに当たっては、景気についての判断が行われることになっている。すなわち、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案したうえで、引上げの停止を含め必要の措置を講ずる旨が法案に明記される。ただし、法案には具体的な数値条件は記載されないことになっている。

(2) 税収の用途

税収(国分)の用途については、いわゆる社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化)に充てるとしている。また、地方分の消費税率についても、税率引上げ分は、地方の社会保障財源に充てるとしている。つまり、消費税率は社会保障の目的のためにのみ使われるということである。

(3) 逆進性対策

消費税には、低所得者ほど、収入に対する消費負担率が高くなるという、いわゆる逆進性の問題がある。この問題に対処する方法としては、基礎的な消費支出である食料品等に対し軽減税率を適用するといった考え方もある(実際に、欧州では多くの国が採用している)。しかし、高額所得者も軽減税率が適用される物品を購入するため、結果として高額所得者ほど負担軽減額が大きくなるなどの理由から、素案では、単一税率を維持するとしている。

2015年度以降の番号制度の実施を前提として、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理、総合合算制度や給付付き税額控除(所得税の一定額を税額控除し、課税最低限以下の者には給付を行うもの)等、再分配に関する総合的な施策を導入するとしている。

2. 個人所得課税

現行の所得税は、課税所得1800万円超で最高税率40%となっている。素案では、格差是正、所得再分配機能の回復を図る観点から、新たに課税所得5000万円超の部分に